

情 審 第 2 3 号
平成19年 1 月23日

長 野 市 長 鷲 澤 正 一 様

長野市情報公開審査会
会 長 柳 澤 修 嗣

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年 8 月29日付け18区第80号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

「古牧中部土地区画整理事業地区内整備工事の金入り設計書」（以下「金入り設計書」という。）について、非公開とした決定を取消し、公開すべきである。

2 異議申立てに至る経過

(1) 公開請求

異議申立人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し平成18年7月25日に「金入り設計書」の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、当該情報は、条例第7条第6号イに該当する非公開情報であるとし、平成18年7月31日に非公開の決定を行った。

(3) 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った非公開の決定を不服として、平成18年8月11日に異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成18年7月31日付けで実施機関が行った「金入り設計書」の非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書等において述べている理由は、次のように要約される。
金入り設計書は行政文書であることから、行政の公共事業費算出根拠として当然開示すべきである。

金入り設計書を公開したとしても、予定価格を算出するには労力と時間とコストがかかり、安易に算出できるものではない。従って、実施機関が言うような不当な競争にはなりえず、また、最低制限価格を定めていることからダンピング入札にも繋がらない。

4 実施機関の説明要旨

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づいて、平成18年5月23日付けで閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に係る指針」では、地方公共団体においては法令上の制約はないが、最低制限価格及び最低制限価格を類推させる予定価格の事前公表については、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが特に懸念されるとし、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合がより一層容易に行われる可能性があること、等の弊害が生じることがないように取り扱うものとされている。

(2) 金入り設計書は、使用材料の設計単価、各工種の施行単価及び当該工事の設計価格までが記載され、入札における予定価格の根拠となるものである。また、長野市では、極端な低落札を防止するため、最低制限価格及び調査基準価格を設定しているが、これらの価格も設計価格をもとに算出している。

このため、金入り設計書を公開した場合、上記指針が指摘するように、単に設計価格から類推した予定価格又は最低制限価格に近い金額での応札及び落札が考えられ、事業者の見積努力を損なうこととなる。また、予定価格及び最低制限価格が容易に特定できることとなれば、業者間では、少しでも高値での落札を目的に談合が行われる可能性もある。このように自らの見積によらない価格は、必ずしも健全な工事実施が可能な価格ではなく、安全対策の不徹底や品質確保のできない工事が行われるおそれがあると共に、建設業の健全な発展を阻害することにもなる。

(3) また、上記指針では、公共工事の入札に際し、不良・不適格業者の参入排除及び談合等の不正行為の防止の観点から、入札参加者に対して入札金額とその内訳の提出を求め、適正な積算の徹底に努めるとしているが、金入り設計書を公開した場合、このような目的のための工事費内訳書を確認する手段がなくなる。

以上の理由から本件公開請求に係る行政情報は、条例第7条第6号イに該当するものであり、非公開とすべきである。

5 審査会の判断

本審査会は、条例第25条の規定に基づき、本件非公開決定に係る記録情報の提示を求めたうえで、異議申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 金入り設計書には、使用材料の設計単価、各工種の施行単価が明記され、これに基づいた設計価格が算出、記載されており、設計価格は入札における予定価格の根拠となっている。このため、設計価格と既に実施された他の入札結果から、以後に行われる同種の工事における最低制限価格等がかなりの精度で推測可能であり、その結果、建設業者の見積努力を損なわせ、あるいは推測される価格をもとにした談合が行われるなどの弊害が起こり得ると実施機関は説明している。

(2) しかし、実施機関が説明するところでは、本件公開請求に係る金入り設計書は、その大部分について長野県が設定した単価・歩掛り等を用いて作成しており、かつ長野県においてはこれらの数値を公表しているものである。

また、長野県が設定した単価等に該当するものがない一部の数値は、実施機関が本件設計書の作成に限って見積を徴取し使用しているものであると認められる。

(3) 結局、本件公開請求に係る金入り設計書は、すでに公知であるか、本件設計書に限って使用される数値によって作成されているものであることから、これを公開したとしても、以後に行われる同種の工事等の入札において、その予定価格、最低制限価格等を、公開しなかった場合以上に容易に類推することが可能になるとは考えられない。

従って、これを公開することによって、事業者の見積努力を損なう、あるいは談合を誘発する等のおそれがあることさら高まるとまでは考えられないのであって、本件公開請求に係る行政情報は、条例第7条第6号イに規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとは認められない。

(4) なお、金入り設計書を公開することにより、当該設計書に係る入札及び以後に行われる入札について設計額等を推測しうる場合に、落札価格の高止まり、談合の誘発等の弊害が生じるおそれがあると考えられるものであることから、このようなおそれがないと認められる場合及び時期であれば、実施機関は当該設計書を公開すべきであり、その時期、方法等についてあらかじめ明らかにすることが望ましいと考える。

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

6 審査会の経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 8月29日	諮問
9月25日	経過説明 実施機関からの理由説明 審査
10月24日	審査
12月 1日	審査
12月19日	審査
1月23日	答申